

各 位

2023年5月29日

会 社 名 インパクトホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 福井 康夫

(コード番号:6067、東証グロース)

問合せ先 代表取締役副社長 寒河江 清人

(TEL. 03-5464-8321)

# 株式併合並びに単元株式数の定めの廃止、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2023 年4月24日付で公表いたしました「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(2023 年4月27日付で公表いたしました「(訂正)株式併合並びに単元株式数の定めの廃止、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」による変更を含み、以下「2023年4月24日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2023年5月29日から2023年6月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2023年6月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

#### 1. 第1号議案 (株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会に おいて株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合比率 当社株式について、370,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数

7, 184, 317 株

(注) 当社は、2023年4月24日開催の取締役会において、2023年6月30日付で自己株式117,758株 を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済 株式総数を前提として記載しております。

- ④ 効力発生前における発行済株式総数7,184,336株
  - (注) 当社は、2023 年4月24日開催の取締役会において、2023 年6月30日付で自己株式117,758株 を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が 2023年6月30日付で消却を行う予定の自己株式の数(117,758株)を控除した株式数です。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数 19 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数 76 株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
  - (a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社 BCJ-70 (以下「公開買付者」といいます。)、当社の代表取締役 社長である福井康夫氏(以下「福井氏」といいます。)及び福井氏の資産管理会社である福井企 画合同会社(以下「福井企画」といいます。)以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、公開買付者、福井氏及び福井企画のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2023 年6月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4,500円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されることとなるような価格に設定する予定です。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称 株式会社 BC.J-70
- (c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金 を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社みずは銀行(以下「みずは銀行」といいます。)からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は、みずは銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却に係る代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また、今後、端数相当株式の売却に係る代金の支払に支障を及ぼす事象の発生は見込まれていないとのことです。したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

#### (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2023 年7月上旬を目途に会社法第 235 条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023 年8月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2023 年9月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2023 年 6 月 30 日時点の当 社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて 交付する予定です。

#### 2. 第2号議案 (定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

### ① 決算期(事業年度の末日)の変更

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、当社の非公開化を機に適切な決算期の在り方を検討する中、現決算期の12月期から変更することで、当社として適切な経営計画の策定と決算業務効率の向上等を行い、業績等の経営情報における適時・適切な開示により、経営の透明性をさらに高めることを目的として、事業年度を毎年7月1日から6月30日までに変更いたします。この事業年度の変更に伴い、定款第43条(事業年度)を変更するとともに、同変更による調整のため、定款第12条(基準日)を削除し、定款第44条(期末配当金)及び定款第45条(中間配当金)の各条項に所要の変更を行い、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。また、第20期事業年度は、2023年1月1日から2023年6月30日までの6ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

#### ② 本株式併合の効力発生を条件とする変更

本臨時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 76 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 19 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 10条(単元株式数)及び第 11条(単元未満株主の権利制限)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。さらに、本株式併合の効力が発生した場合には、1 株以上の当社株式を所有する者は公開買付者、福井氏及び福井企画のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第 16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容等は、2023年4月24日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、上記「②本株式併合の効力発生を条件とする変更」に記載の定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生予定日である 2023 年 7 月 3 日に効力が発生するものといたします。

## 3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2023年5月29日 (月)
整理銘柄指定日	2023年5月29日(月)
当社株式の売買最終日	2023年6月28日 (水) (予定)
当社株式の上場廃止日	2023年6月29日(木)(予定)
本株式併合の効力発生日	2023年7月3日 (月) (予定)

以 上